

報告第4号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月25日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年８月１４日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。